

目 基 標 本	活動目標	具体的な取り組み	実施事業						
			【行政】	【地域】	【公助の課題】	【共助の課題】	【課題解決策】		
2 支えあう地域づくり	1 地域における交流活動の促進	(1) 地域での交流の機会づくり	世代間交流等（児童センター、児童クラブ）	いきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童が毎年増加傾向にあり、受け入れる施設の確保に苦慮している。</li> <li>・まつり自体が地区のまちづくりに直接的に活かされる仕組み作りが未完成である。また、各公民館を最大限活用したまつりで来場者も多いが参加者数の正確な把握ができていない。</li> <li>・講師や会場により人数制限のある事業があり、目標の人数まで達成できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が年々減少しており、固定化傾向にある。</li> <li>・世話をする役員が高齢化し、後継者がいない。</li> <li>・参加者の交通手段や対象者への呼びかけ方法の検討を要する。</li> <li>・施設の統廃合により子どもとの交流事業の実施場所が減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども総合プランに基づき放課後子ども教室と連携した取組を実施する。</li> <li>・公民館報のまつり実施のお知らせに工夫を凝らし、参加者を増やし、一部のみに偏らないまつりとしての定着化を図る。</li> <li>・学校開放日に公開する内容を工夫し、保護者・地域に対して教育活動の理解と協働意識を高めるとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進する。</li> </ul>		
			ファミリー・サポート・センター事業	介護予防型サロン					
			地域子育て支援センター事業	グランドゴルフ（世代間交流）					
			★各地区公民館まつり	ふれあい会食会					
			★街なか子育てひろばによる地域交流	趣味活動（映写会・健康カラオケ）					
			障がい者等との交流事業	バスハイク（高齢者・障がい者）					
	学校開放日	慰問品作成・贈呈							
	自治会への支援	子ども球技大会							
		交流ウォーキング							
		園児との交流 子育てサークルとの交流 児童との交流・学校行事への参加							
		地域行事への参加・協力（どんど焼き・子ども餅つき・ふれあいフェスタ・まちづくりフェスタ等）							
	2 地域における見守り体制の強化	(1) 地域の困りごとを把握するしくみづくり	災害時要援護者の把握・情報共有	電話訪問（声かけ運動等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの多様化、地域コミュニティの希薄化等に伴う民生委員・児童委員への業務負担の増加により担い手が不足し、年間を通して欠員がある地区が見られる。</li> <li>・関係機関が連携して要援護者を支援することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世話人の高齢化により買い出し等の負担が増加している。</li> <li>・ボランティアの人材確保、育成が必要である。</li> <li>・介護サービスの利用者が増えたことにより在宅者が減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の役割や重要性について周知し、市民の理解を深めることで民生委員の人材確保に努める。</li> <li>・支援を必要とする市民をより多く相談窓口につなげるため、市報等を利用し広く周知すると同時に関係機関・団体との協力を図っていく。</li> </ul>		
要保護者状況把握			長寿弁当（ふれあい給食サービス）						
生活困窮者自立相談支援事業									
要保護児童支援									
民生委員、児童委員活動支援									
福祉委員の活動支援									
消費生活センターとの連携									
★飯塚市消費生活センター相談事業									
まちづくり協議会運営支援									
ネットワーク委員会運営支援									
2 地域での見守り活動の促進	(2) 地域での見守り活動の促進	地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を通じた小地域福祉活動支援	民生委員による見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで子どもの安全・安心のための環境づくりを継続して実施することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の福祉サービスが充実し、地域の見守り活動も減少傾向にある。</li> <li>・自治会を含め、協力者となる人材の掘りおこしが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども110番」のステッカーを設置し、市全体で子どもたちを見守っていることをアピールすることにより犯罪の未然防止に努める。</li> </ul>			
		まちづくり協議会を通じた小地域福祉活動支援	子どもの通学時の見守り活動						
		少年相談センターによる非行防止事業	防犯組織の設立						
		子ども安全対策							
		青色回転灯装着車パトロール							
		事業所等が行う安否活動との連携							
認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク									
3 災害時要援護者支援体制の充実	(1) 要援護者の情報把握	災害時要援護者の把握・情報共有（再掲）	要援護者・高齢者実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を受け渡しがあるため、さらなる情報管理の徹底に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いに苦慮している。</li> <li>・それぞれの民生委員により取扱いがまちまちなので記入方法の統一化が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を適切に運用管理する。</li> <li>・災害時要援護者の把握や支援体制づくりの方策を検討する。</li> </ul>			
		★自主防災組織の設立・強化支援	自主防災組織				<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり推進課と連携し、自主防災組織設立の推進を図る。</li> <li>・土砂災害ハザードマップを更新する。</li> <li>・浸水想定ハザードマップを作成する。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営訓練の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの団体だけでは防災組織の組織化は難しい。</li> <li>・住民への自主防災活動の必要性の周知が大切である。</li> <li>・防災用具を2か所に設置しているが、使用方法が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災リーダー研修を実施する。</li> <li>・土砂災害ハザードマップ更新時期等には早急に全戸配布やホームページへの掲載を行う。</li> <li>・浸水想定ハザードマップを作成する。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営訓練を実施する。</li> </ul>
		避難所やハザードマップの周知	団体との連携						
	★福祉避難所開設運営訓練事業	緊急連絡カードの整備							
	(2) 災害時支援体制の確立	障がい等に応じた避難支援	防災マップ						

★ 公助の取り組みにおいて指標を設定しているもの

目 基 標 本	活動目標	具体的な取り組み	実施事業						
			【行政】	【地域】	【公助の課題】	【共助の課題】	【課題解決策】		
2 支えあう地域づくり	1 地域における交流活動の促進	(1) 地域での交流の機会づくり	世代間交流等（児童センター、児童クラブ）	いきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所児童が毎年増加傾向にあり、受け入れる施設の確保に苦慮している。</li> <li>・まつり自体が地区のまちづくりに直接的に活かされる仕組み作りが未完成である。また、各公民館を最大限活用したまつりで来場者も多いが参加者数の正確な把握ができていない。</li> <li>・講師や会場により人数制限のある事業があり、目標の人数まで達成できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者が年々減少しており、固定化傾向にある。</li> <li>・世話をする役員が高齢化し、後継者がいない。</li> <li>・参加者の交通手段や対象者への呼びかけ方法の検討を要する。</li> <li>・施設の統廃合により子どもとの交流事業の実施場所が減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども総合プランに基づき放課後子ども教室と連携した取組を実施する。</li> <li>・公民館報のまつり実施のお知らせに工夫を凝らし、参加者を増やし、一部のみに偏らないまつりとしての定着化を図る。</li> <li>・学校開放日に公開する内容を工夫し、保護者・地域に対して教育活動の理解と協働意識を高めるとともに、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進する。</li> </ul>		
			ファミリー・サポート・センター事業	介護予防型サロン					
			地域子育て支援センター事業	グランドゴルフ（世代間交流）					
			★各地区公民館まつり	ふれあい会食会					
			★街なか子育てひろばによる地域交流	趣味活動（映写会・健康カラオケ）					
			障がい者等との交流事業	バスハイク（高齢者・障がい者）					
	学校開放日	慰問品作成・贈呈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の更なる増加を図っていくことが課題である。</li> <li>・学校統合により施設が減少している。</li> <li>・塾生の高齢化により新しく参加する人が少なく、事業に活気がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な会場選びが課題である（使用できる施設が少ない）。</li> <li>・利用者の高齢化により施設のバリアフリー化が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報等を利用し広く周知し、市民が参加しやすくなるよう講師や内容等を検討する。</li> <li>・担当者会等での意見を積極的に採り入れ、研修会や発表会で意見交換や討論の場を設ける。</li> </ul>				
	自治会への支援	子ども球技大会							
		交流ウォーキング							
		園児との交流 子育てサークルとの交流 児童との交流・学校行事への参加							
		地域行事への参加・協力（どんど焼き・子ども餅つき・ふれあいフェスタ・まちづくりフェスタ等）							
2 地域における見守り体制の強化	(1) 地域の困りごとを把握するしくみづくり	災害時要援護者の把握・情報共有	電話訪問（声かけ運動等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの多様化、地域コミュニティの希薄化等に伴う民生委員・児童委員への業務負担の増加により担い手が不足し、年間を通して欠員がある地区が見られる。</li> <li>・関係機関が連携して要援護者を支援することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世話人の高齢化により買い出し等の負担が増加している。</li> <li>・ボランティアの人材確保、育成が必要である。</li> <li>・介護サービスの利用者が増えたことにより在宅者が減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の役割や重要性について周知し、市民の理解を深めることで民生委員の人材確保に努める。</li> <li>・支援を必要とする市民をより多く相談窓口につなげるため、市報等を利用し広く周知すると同時に関係機関・団体との協力を図っていく。</li> </ul>			
		要保護者状況把握	長寿弁当（ふれあい給食サービス）						
		生活困窮者自立相談支援事業							
		要保護児童支援							
		民生委員、児童委員活動支援							
		福祉委員の活動支援							
(2) 地域での見守り活動の促進	地区社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会を通じた小地域福祉活動支援	民生委員による見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみで子どもの安全・安心のための環境づくりを継続して実施することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の福祉サービスが充実し、地域の見守り活動も減少傾向にある。</li> <li>・自治会を含め、協力者となる人材の掘りおこしが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども110番」のステッカーを設置し、市全体で子どもたちを見守っていることをアピールすることにより犯罪の未然防止に努める。</li> </ul>				
	まちづくり協議会を通じた小地域福祉活動支援	子どもの通学時の見守り活動							
	★少年相談センターによる非行防止事業	防犯組織の設立							
	子ども安全対策								
	青色回転灯装着車パトロール								
	事業所等が行う安否活動との連携 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク								
3 災害時要援護者支援体制の充実	(1) 要援護者の情報把握	災害時要援護者の把握・情報共有（再掲）	要援護者・高齢者実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を受け渡しがあるため、さらなる情報管理の徹底に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の取扱いに苦慮している。</li> <li>・それぞれの民生委員により取扱いがまちまちなので記入方法の統一化が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を適切に運用管理する。</li> <li>・災害時要援護者の把握や支援体制づくりの方策を検討する。</li> </ul>			
		★自主防災組織の設立・強化支援	自主防災組織				<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり推進課と連携し、自主防災組織設立の推進を図る。</li> <li>・土砂災害ハザードマップを更新する。</li> <li>・浸水想定ハザードマップを作成する。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営訓練の実施が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの団体だけでは防災組織の組織化は難しい。</li> <li>・住民への自主防災活動の必要性の周知が大切である。</li> <li>・防災用具を2か所に設置しているが、使用方法が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災リーダー研修を実施する。</li> <li>・土砂災害ハザードマップ更新時期等には早急に全戸配布やホームページへの掲載を行う。</li> <li>・浸水想定ハザードマップを作成する。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営訓練を実施する。</li> </ul>
		避難所やハザードマップの周知	団体との連携						
	★福祉避難所開設運営訓練事業	緊急連絡カードの整備							
	(2) 災害時支援体制の確立	障がい等に応じた避難支援	防災マップ						

★ 公助の取り組みにおいて指標を設定しているもの

目次 基本	活動目標	具体的な取り組み	実施事業				
			【行政】	【地域】	【公助の課題】	【共助の課題】	【課題解決策】
3 つながるしくみづくり	1 情報提供体制の充実	(1) 情報提供方法の充実	市報・ホームページ等による情報提供 「いづか介だより」 「障がい者ガイドブック」「スペシャルサポートガイドブック」 「飯塚市バリアフリーマップ」 「子育てガイドブック」 ★ 子育て情報誌「すくすく」 くらしの便利帳 「外国人のための生活便利帳」 出前講座等	各地区・支所だより発行 地区社協ホームページ お達者でメール	・ガイドブック等の内容が古く改訂が必要である。 ・保護者アンケートを実施し、内容を充実させ、情報紙の配布部数の増加をめざす。	・市報を配る隣組長のなり手が少なく、各世帯への広報活動が十分にできていない。 ・民生委員が月に1回、いきいきサロンの案内等を高齢者世帯へ手渡し、見守り活動も兼ねて福祉の情報を提供している。とじ込み用のファイルも配布するなど工夫している。	・子育てガイドブックを平成27年度に改訂し、乳幼児手帳交付時や各窓口で配布した。 ・子育て情報誌「すくすく」について、保護者アンケートを実施し、内容の充実に努める。 ・暮らしの便利帳において新庁舎建設後のフロアマップや内線等を全面的に入れ替え、平成29年度の発刊に向けて調整する。
		(2) 情報バリアフリーの推進	広報誌のわかりやすい紙面づくり 障がい者への配慮 外国人への配慮	障がい者協議会の開催	・英語・中国語以外の他言語への対応を検討する必要がある。 ・利用者ニーズに応じて、対応言語の拡充を検討する。	・地区社協、民生委員、まち協、地元障がい者施設で構成されており、相互の情報交換を行っている。	・広報いづかに掲載する記事の内容を精査し、読者にとって読みやすい紙面づくりを行う。 ・ホームページは、アクセシビリティやユーザビリティに配慮して情報を発信していく。
	2 相談体制の充実	(1) 相談体制の充実	★ 介護相談員派遣等事業 ★ 地域包括支援センター事業 ★ 在宅介護支援センター事業 ★ 障がい者生活支援センター事業 育児相談 ★ 家庭児童相談室 ★ サックス相談室 ★ 法律相談 ヤングテレホンいづかによる相談受付 外国人の相談 要援護者（生活困窮者等）に関する相談 介護相談員研修	福祉委員制度 心配ごと相談事業	・委託による包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、継続して総合相談支援を実施する。 ・家庭児童相談室は、相談の件数を伸ばすよりも相談を通して必要なサービスにつなげることが目標である。 ・悪徳商法が多様化しており、さらなるトラブル増加が想定される。特に高齢者に対する啓発活動を強化する必要がある。	・福祉委員は自治会に1名ずつ配置されているが、地区内での地理的（人口）問題がある。 ・福祉委員は就労者が多く平日の活動が困難なため、研修会の日程調整が難しい。 ・移動手段が少ないことにより利用者が減少している。	・介護相談員については、研修等による必要な知識や技術の習得を図りながら資質の向上に努める。また、訪問する事業所を拡充し、利用者の不安や疑問の解消を図るとともに苦情を未然に防止し、介護サービスの質の向上をめざす。 ・相談センターで対応できない問題の解決に当たっては、警察や関係機関の協力が必要なため、一層の連携を図っていく。
		(2) 相談窓口間の連携	生活困窮者等からの相談による各種機関との連携 保育所・子育て支援センターによる各種機関との連携 障がい者生活支援センターを中心とした各種機関との連携 地域自立支援ネットワークの連携 飯塚少年相談センター・少年サポートセンター・家庭児童相談室等の連携		・相談に来た生活困窮者等に対し、関係機関と連携して具体的な問題解決を図る。 ・毎月の運営会議等を通じて見出された地域の課題を解決する。		・市民に、生活自立支援相談室について周知する。 ・地域の課題解決につなげられるよう自立支援ネットワークのあり方を見直す。
	3 権利擁護体制の充実	(1) 権利擁護体制の充実	成年後見制度等の周知 ★ 成年後見制度利用支援事業 ★ 高齢者・障がい者への虐待防止及び消費者被害防止のための啓発 市民後見人の養成 障がい者虐待防止センター 消費生活センターとの連携	研修会の開催	・単身世帯や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより今後ますます需要が増えることが見込まれる。 ・後見人養成講座修了者の活動機会の確保や今後の養成等について検討する。	・権利擁護制度の研修の機会を検討していく必要がある。	・制度の周知・啓発を徹底する。 ・後見人養成講座修了者の活動機会の確保や今後の養成等について検討する。 ・消費生活相談員について、利用者への案内、広報を十分に行う必要がある。
		(2) 福祉サービスの質の向上	苦情相談への適切な対応 介護給付等適正化事業 福祉施設の各指定管理者への運営指導 市職員福祉意識向上研修 ケースワーカー等の資質向上 保育所職員研修の実施		・介護給付費通知については、不正請求防止等の意味もあるため、継続して実施する。 ・ケアプランチェックにおける介護サービス職員の専門性の向上が必要である。 ・各種研修の受講率向上及び関係部署との一層の連携を図る。 ・きめ細かな福祉サービスを展開するため、ケースワーカーの人材不足を解決する。		・各種研修の受講率向上及び関係部署との連携強化を図る。 ・社会福祉主事資格の未取得者への取得促進や所内研修の実施等、今後も継続的にケースワーカーや査察指導員の資質向上に努める。
	4 地域のネットワークの強化	(1) 要援護者を支えるネットワークづくり	地域福祉ネットワーク委員会への活動費助成 まちづくり協議会運営支援（再掲） ★ 孤独死防止のための庁内連携体制の確立 要援護者に対するごみ収集方法の検討 居宅介護支援事業者連絡協議会の運営 ★ 地域包括ケアにおける医療と介護の連携 障がい者福祉サービス事業者等の連携 事業所等が行う安否活動との連携（再掲）	まちづくり協議会への参画 赤い羽根共同募金への協力 地区社協・ネットワーク委員会の組織運営 認知症徘徊高齢者対策事業	・個別ケースへの対応の中から見出された地域課題の解決に向けて、課題の内容に応じて関係者が協議できる仕組みづくりが必要である。	・一人で役をいくつも掛け持ちしており、後継者が育たない。また引き受け手を見つけることが困難。 ・まちづくり協議会の活動と重なることが多く、負担が増えた。	・まちづくり協議会への補助金について見直しを行うため協議会の代表者と意見交換を行いながら早急に方針を固める必要がある。 ・課題の内容に応じて関係者が協議できる仕組みを構築する。
		(2) 団体間のネットワークづくり	市民活動関係者連絡会議 団体間のネットワーク構築（既存会議等の整理・集約含） 地域自立支援ネットワークの構築		・市民活動関係者連絡会議における地域福祉活動団体への助成金採択に向け、福祉関係団体の把握が必要となる。 ・ネットワーク構築に向け関係機関と調整を図る。		・福祉関係団体をはじめとした各種団体の目的や活動状況を把握し、助成金の内容に沿った事業を提案していく。 ・地域自立支援ネットワークのあり方について、他圏域を調査するとともに関係機関との協議を継続し、自立支援ネットワークの再編を図る。

★ 公助の取り組みにおいて指標を設定しているもの